

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5－②)

政策分野名 【施策名】	水産資源管理の着実な実施	担当部局名	水産庁 【管理調整課/漁業取締課/国際課/研究指導課/漁場資源課/栽培 養殖課】
政策の概要 【施策の概要】	資源調査・評価の充実、新たな資源管理の着実な推進、漁業取締・密漁監視体制の強化等、海洋環境の 変化への適応	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) III 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) 第3章 1. (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 ・規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) II 5. 個別分野の取組 ・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) III. 1. (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備 III. 1. (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進	政策評価 実施予定時期	令和8年8月

施策(1)	資源調査・評価の充実										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価(注1)を実施してきており、今後も主要魚種については再生産関係その他の必要な情報の収集及び第三者レビュー等を通じて資源評価の高度化を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	MSYベースの資源評価の拡大										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア MSYベースの資源評価対象魚種 数	8魚種	令和 2年度	22魚種	令和 5年度	22魚種	22魚種	-	-	-	S＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 1(1)の「MSYベースの資源評価の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。
					22魚種						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジュールでは、令和5年までにTAC魚種及びTAC候補魚種を合わせた22魚種について、MSYベースの資源評価を実施することを目指しているため、目標値として設定。 また、令和6年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の3月 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		迅速な漁獲データ、電子的な漁獲報告等を可能とする情報システムの構築・運用などのDX を推進									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 情報システムで情報収集を行う漁協・市場等の箇所数	0箇所	令和 2年度	400箇所以上	令和 5年度	400 箇所	400 箇所 以上	-	-	-	S ↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 1 (1)の「迅速な漁獲データ、電子的な漁獲報告等を可能とする情報システムの構築・運用などのDX を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 迅速な漁獲データ、電子的な漁獲報告等を可能とするためには、400箇所以上の主要な漁協・市場等から情報収集する取組を継続する必要があることから、目標値として設定。 成長戦略フォローアップ、水産基本計画等において目標等を定めており、本目標に沿った測定指標を設定。 令和6年度以降については、予算事業による取組の進捗を踏まえながら、改めて目標値を設定することとする。
					565 箇所						
		把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度末 算出方法:都道府県等からの報告により把握							
	達成度合いの 判定方法		達成度合い(%)=(当該年度実績値ー基準値)／(当該年度目標値ー基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	新たな資源管理の着実な推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者の理解と協力を得ながら、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」の目標(令和12年度漁獲量444万トン)に向けて、TAC魚種(注2)の拡大、IQ管理(注3)の導入、資源管理協定への移行などのロードマップに盛り込まれた行程を着実に推進していく。										
目標① 【達成すべき目標】	ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実現										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 漁業生産量	331万トン	平成30年度	444万トン	令和12年度	369 万トン	378 万トン	388 万トン	397 万トン	406 万トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2(1)の「ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実現」に該当するアウトカム指標として設定。
					289 万トン						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、各年度の目標値については、ロードマップに定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に掲載。
		把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:我が国の海面及び内水面漁業生産量から、藻類及び海産ほ乳類を除いた数値を集計							
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】			令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理								
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁獲量のうちTAC魚種の占める割合	60.5%	平成28 ～ 30年度 の平均	80%	令和 5年度	80%	80%	-	-	-	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2 (2) の「令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とする目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和4年度の目標値については、目標年度のを仮置きしている。また、令和6年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。
					64%						
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報(H28年度～H30年度の平均値) 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類を除いた数値を集計。漁獲量は年によって変動するものであり、施策の効果とは関係なしに達成度合いが増減してしまうことを避けるため、本指標の達成度合いを計算する際は、ロードマップ策定時に基準値を計算した際に使用した、平成28年度～平成30年度の平均漁獲量データを使用することとする。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		令和5年度までに、沖合漁業(大臣許可漁業)にIQ管理を原則導入									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア IQ管理を導入した魚種・漁業種類の割合	0%	令和 2年度	100%	令和 5年度	100%	100%	-	-	-	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2(3)の「令和5年度までに、沖合漁業(大臣許可漁業)にIQ管理を原則導入」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和4年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。また、令和6年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。
					55%						
	把握の方法			出典:資源管理基本方針(漁業法第11条に基づく農林水産省告示) 作成時期:調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算定方法:IQ管理を導入した魚種・漁業種類/令和5年度末までにIQ管理の導入を目指している魚種・漁業種類							
達成度合いの判定方法			達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】		令和5年度までに、資源管理協定への移行を完了									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 資源管理協定への移行割合	0%	令和 2年度	100%	令和 5年度	100%	100%	-	-	-	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2(4)の「令和5年度までに、資源管理協定への移行を完了」に該当するアウトカム指標として設定。
											【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までに現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させるとの目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和4年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算定方法:調査結果を集計								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)		漁業取締、密漁監視体制の強化等										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		密漁監視体制の強化に向けて、改正漁業法による罰則強化等の措置を踏まえ、都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との連携の強化や合同取締等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		特定水産動植物に係る密漁取締の推進										
測定指標	基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
特定水産動植物(あわび、なまこ、 ア　うなぎの稚魚)制度違反の検挙件数	272件	令和3年度	対前年減 又は同数	令和 8年度	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 3(3)の「密漁監視体制の強化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月に施行された改正漁業法により特定水産動植物制度が施行されたところであるが、漁業法第132条(特定水産動植物の採捕の禁止)違反の検挙件数について、各年度10件という目標を仮置きとして設定していたが、令和3年分の実績(令和3年1月～12月)が把握できたことから、基準値及び基準年度を見直したところ。なお、年度ごとの目標値については、検挙件数が各取締機関の取締活動に由来するものであるとともに、法改正による厳罰化(法第132条の新設)で密漁への抑止力を高め、取締活動の実施を通じて先々減少していくことが望ましいと考えているものであることから、「対前年減又は同数」としている。	
		把握の方法		出典:都道府県調べ 作成時期:調査翌々年度の4月頃 作成方法:水産庁から都道府県に対して調査を依頼(警察及び海上保安庁については、都道府県から照会)								
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝前年度の実績値／当該年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満								
前年度までの 測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合)	基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
特定水産動植物(あわび、なまこ、 うなぎの稚魚)制度違反の検挙件数	0件	令和 2年度	10件	令和 8年度	10件	10件	10件	10件	10件	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 3(3)の「密漁監視体制の強化」に該当するアウトカム指標として設定。なお、検挙の件数については、比較すべき過去のデータがなく、また、各取締機関(水産庁、海上保安庁、警察、都道府県水産部局)によって行われるものであるが、新たに創設された制度であり、農林水産省としても、今後の動向を見ていく必要があることから、今般、各年度10件という目標を仮置きとして設定している。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 特定水産動植物制度は令和2年12月に施行された制度であるため、令和2年度の基準値を0件とし、違反の検挙件数を継続的にフォローするものとして目標値を設定。	
		把握の方法		出典:都道府県調べ 作成時期:調査翌々年度の4月頃 作成方法:水産庁から都道府県に対して調査を依頼(警察及び海上保安庁については、都道府県から照会)								
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		関係国間や関係する地域漁業管理機関（RFMO（注4））における協議や協力を積極的に推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
国際機関による資源管理対象魚 ア 種のうち、我が国に 関係する魚種の数	56魚種	令和 3年度	対前年増 又は同数	毎年度	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	S＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 3 (4)の「関係国間やRFMOにおける協議や協力を積極的に推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					57魚種						【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 国際機関による資源管理対象魚種については、RFMOの交渉において基本追加されていくものであるため、我が国が資源管理に関わる、または我が国漁船が漁獲している魚種について、我が国が資源管理措置の議論や実施に適切に対処することを示す上で、その対象魚種数が維持されていること、又は増加していることがメルクマークとして重要であることから、基準値・目標値として設定。
	把握の方法		出典：水産庁調べ（各RFMO、我が国の資源管理の実施状況） 作成時期：調査翌年度の5月頃 算出方法：調査結果を集計								
達成度合いの判定方法		達成度合（％）＝当該年度の実績値／前年度の実績値×100 A'ランク：150％超、Aランク：100％以上、Bランク：50％以上100％未満、Cランク：50％未満									

施策(4)	海洋環境の変化への適応										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	海洋環境の変化や地球温暖化を始めとした地球規模の環境変化に適応していくため、気候変動の影響も踏まえて、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進するとともに、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくための新たな操業形態への転換の段階的な推進や、河川ごとの増殖戦略を踏まえたサケふ化放流体制への転換を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	気候変動の影響も検証しつつ、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 漁獲量のうちTAC魚種の占める割合【再掲】	60.5%	平成28 ～ 30年度 の平均	80%	令和 5年度	80%	80%	-	-	-	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 4(1)の「科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とする目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和4年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。また、令和6年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。
					64%						
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報(H28年度～H30年度の平均値) 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類を除いた数値を集計。漁獲量は年によって変動するものであり、施策の効果とは関係なしに達成度合いが増減してしまうことを避けるため、本指標の達成度合いを計算する際は、ロードマップ策定時に基準値を計算した際に使用した、平成28年度～平成30年度の平均漁獲量データを使用することとする。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】			MSYに基づく新たな資源評価を着実に進める								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア MSYベースの資源評価対象魚種 数【再掲】	8魚種	令和 2年度	22魚種	令和 5年度	22魚種	22魚種	-	-	-	S＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 4(1)の「MSYに基づく新たな資源評価を着実に進める」に該当するアウトカム指標として設定。
					22魚種						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジュールでは、令和5年までにTAC魚種及びTAC候補魚種を合わせた22魚種について、MSYベースの資源評価を実施することを目指しているため、目標値として設定。 また、令和6年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の3月 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しを段階的に推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁業生産量【再掲】	331万トン	平成 30年度	444万トン	令和 12年度	369 万トン	378 万トン	388 万トン	397 万トン	406 万トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 4 (2) の「漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しの段階的な推進。」に該当するアウトカム指標として設定。 基本計画においては、近年の海洋環境の変化等により著しい不漁が起きている魚種を念頭に、単一の魚種だけに頼った操業形態などについて操業形態の見直しを段階的に推進することとしているが、具体的な進捗については、最終的には個々の漁業者の経営判断によるものであり、また、関係する漁業者等との漁業調整への配慮が必要となることから、操業形態の見直しについて直接的な指標を設定することは困難である。一方、このような取組の目的は、新たな資源管理の着実な推進によって回復した資源をより有効に活用することによって健全な経営体を育成し、もって漁業生産量の増大を目指すものであることから、漁業生産量の増大をアウトカム指標として設定する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、各年度の目標値については、ロードマップに定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に掲載。
					289 万トン						
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:我が国の海面及び内水面漁業生産量から、藻類及び海産ほ乳類を除いた数値を集計								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標④ 【達成すべき目標】		回帰率の良い取組事例の横展開									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度				年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア サケの放流数	1,381 百万尾 (直近5カ年 の放流尾数 5中3平均 値)	令和2年度	1,554百万尾	令和 8年度	1,381 百万尾	1,424 百万尾	1,468 百万尾	1,511 百万尾	1,554 百万尾	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 サケの放流は各道県が実施しており、放流数についても各道県が決定しているが、近年のサケの不漁により採卵用親魚が不足していることから、放流数が減少している状況である。こうした状況を踏まえ、国が開発している大型種苗の生産技術等を活用し、回帰率の向上を図ることで、4年後以降に放流に必要なサケの種卵数が増加することが見込まれることから、放流数を測定指標として設定した。 基本計画第2 I 4(3)の「回帰率の良い取組事例の横展開」に該当するアウトカム指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 サケの不漁により放流数が減少している状況の中で、直近の放流数の水準まで回復させる必要があることから、直近5カ年の放流尾数5中3平均値を目標値として設定した。(H28: 1,630、H29: 1,561、H30: 1,781、R元: 1,470、R2: 1,381〔百万尾〕)
把握の方法		出典:国立研究開発法人 水産研究・教育機構「主な道県におけるサケの放流数と来遊数及び回帰率の推移」 作成時期:調査年度の翌々年度6月頃把握予定 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構「主な道県におけるサケの放流数と来遊数及び回帰率の推移」により把握									
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段						
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 国際分担金 (昭和26年度) (関連:5-5)		(3)-②-ア		(8) スマート水産業推進事業 (令和元年度) (主)	(1)-②-ア	
(2) 国際機関を通じた農林水産業協力拠出金 (昭和48年度) (関連:5-5)		(3)-②-ア		(9) 水産業スマート化推進事業のうち水産流通適正化制度における電子化推進対策(前年度:漁獲情報等デジタル化推進事業のうち水産流通適正化制度における電子化推進対策事業) (令和2年度) (主)	(3)-①-ア	
(3) さけ・ます漁業協力事業費補助金 (昭和53年度) (主)		(3)-②-ア		(10) 水産業スマート化推進事業のうち機械導入利用支援 (令和4年度) (主)	(2)-①-ア	
(4) 漁業調整委員会等交付金 (昭和60年度) (主)		(2)-①-ア		(11) さけ増殖資材緊急開発事業 (令和4年度) (主)	(4)-④-ア	
(5) 漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (主)		(1)-①-ア (3)-②-ア (4)-②-ア		(12) 船舶運航に要する経費 (主)	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア	
(6) 養殖対策 (平成22年度) (主)		(2)-①-ア		(13) 漁業取締体制整備推進事業 (令和元年度) (主)	(2)-①-ア	
(7) 新たな資源管理システム構築促進事業 (平成30年度) (主)		(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (3)-②-ア (4)-①-ア (4)-④-ア		(14) 浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (関連:5-23,24)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-④-ア	
行政事業レビューシート 参照URL						

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 漁業法 (昭和24年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としている。これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(2) 漁船法 (昭和25年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、かつ、漁船に関する試験を行い、もって漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする。これにより、漁船の大きさ(トン数)及び性能等を管理することが、水産資源の乱獲を防止し、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(3) 水産資源保護法 (昭和26年)	-	-	-	-	(4)-④-ア	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(4) 外国人漁業の規制に関する法律 (昭和42年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	外国人が漁業に関して我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持(資源管理等)に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(5) 海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(6) 沿岸漁場整備開発法 (昭和49年)	-	-	-	-	(4)-③-ア (4)-④-ア	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。
(7) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成8年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	我が国排他的経済水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(8) 持続的養殖生産確保法 (平成11年)	-	-	-	-	(4)-④-ア	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)							
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
【復興庁より】 (1) 被災海域における種苗放流支援事業 (平成24年度)		(4)-④-ア		【原子力規制委員会より】 (3) 放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)		(1)-①-ア	
【復興庁より】 (2) 放射性物質影響調査推進事業 (平成24年度)		(1)-①-ア		【環境省より】 (4) 地球環境保全等試験研究費 (平成13年度)		-	
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL							

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	MSYベースの資源評価	持続的に採捕可能な最大の漁獲量を基準にした資源評価
注2	TAC魚種	TACとは、Total Allowable Catch; 漁獲可能量(総漁獲可能量ともいう。)のことであり、TAC魚種とは、水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量(TAC: Total Allowable Catch; 漁獲可能量)により管理を行う魚種のことをいい、新漁業法に基づく資源管理基本方針において「特定水産資源」に指定された魚種のこと。新漁業法では、資源管理はTACによる管理を基本とするとされている。
注3	IQ管理	IQとは、Individual Quota; 漁獲割当て(個別漁獲割当てともいう。)のことであり、IQ管理とは、特定の水域や漁業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てて行う管理のこと。新漁業法では、TACによる管理はIQ管理を基本とするとされている。
注4	RFMO	水産資源の保存及び持続可能な利用の実現を目指し、個別の条約に基づいて設置される国際機関。沿岸国・地域及びかつお・まぐろ類等高度回遊性魚種を漁獲する国(遠洋漁業国)等が参加し、対象資源の保存管理措置等を決定している。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5―②)

政策分野名 【施策名】	水産業の成長産業化の実現	担当部局名	水産庁(消費・安全局) 【水産庁企画課/水産経営課/加工流通課/漁業保険管理官/管理調整課/国際課/研究指導課/栽培養殖課/計画課/防災漁村課、消費・安全局畜水産安全管理課】
政策の概要 【施策の概要】	漁船漁業の構造改革等、養殖業の成長産業化、経営安定対策、輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備、内水面漁業・養殖業、人材育成、安全対策	政策評価体系上の位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 ・漁港漁場整備長期計画(令和4年3月25日閣議決定) 第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) III 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) 第3章 1. (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 ・規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) II 5. 個別分野の取組 ・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) III. 1. (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備 III. 1. (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進	政策評価 実施予定時期	令和8年8月

施策(1)	沿岸漁業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	沿岸漁業の持続性の確保に向けて、日々操業する現役世代を中心とした漁業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化や生産性の向上、漁場の有効活用、付加価値向上等を図るほか、漁村地域の存続に向けて、地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化を推進していけるよう浜プランの見直し等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業所得の向上										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合	56%	直近5カ年実績(平成29年度から令和3年度)の5中3平均	62%	各年度	62%	62%	-	-	-	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ1(1)の「漁業所得の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 浜プランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。
				令和6年3月下旬把握予定							【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近5カ年(平成29年度から令和3年度)の実績の5中3平均が56%であり、漁業所得の向上分10%を加味した62%を目標値とした。 また、各地区の漁業所得向上目標は毎年度向上するように設定することをふまえ、62%以上を維持することとした。なお、浜プランは令和元年度から5年度まで5カ年の期間が設定されており、令和6年度に新たな基本計画に則した見直しがプランに適用される段階で、指標の設定を検討。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜プランを策定している地区の達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握								
達成度合いの判定方法		達成率(%)＝各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合／目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)	沖合漁業											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業調整に配慮しながら、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくための新たな操業形態への転換の段階的な推進を図っていく。											
目標① 【達成すべき目標】	漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しを段階的に推進											
ア IQ管理を導入した魚種・漁業種類の割合【再掲】	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度							
	令和2年度	令和5年度	100%	100%	－	－	－					
				55%						S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ1(2)の「漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しの段階的な推進」に該当するアウトカム指標として設定。 基本計画においては、漁獲対象種・漁法の複数化、協業化や多角化など複合的な漁業への転換を段階的に推進することとされているが、具体的な進捗については、最終的には個々の漁業者の経営判断によるものであり、また、関係する漁業者等との漁業調整への配慮が必要となることから、操業形態の見直しについて直接的な指標を設定することは困難である。一方、その推進にあたっては、その前提として、沖合漁業(大臣許可漁業)に対するIQ管理の導入を進めることが重要であることから、これを測定指標として設定する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を用いることが適切であると考えため。なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和4年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。また、令和6年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。	
把握の方法		出典:資源管理基本方針(漁業法第11条に基づく農林水産省告示) 作成時期:調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算定方法:IQ管理を導入した魚種・漁業種類／令和5年度末までにIQ管理の導入を目指している魚種・漁業種類										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(3)	遠洋漁業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国際資源について、科学的根拠に基づく適切な資源評価とそれを反映した適切な資源管理措置や操業条件等を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保する。										
目標① 【達成すべき目標】	安定的な入漁を確保するための取組、海外漁場での安定的な操業の確保										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
国際機関による資源管理対象魚 種のうち、我が国に關係する魚種 の数【再掲】	56魚種	令和 3年度	対前年増 又は同数	毎年度	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	S＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ1(3)ア)の「安定的な入漁を確保するための取組、イ)の「海外漁場での 安定的な操業の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 我が国はRFMOにおける科学的根拠に基づいた資源管理を行うこととしており、我が国 遠洋漁業者は、RFMOで定められた資源管理措置に基づき操業していることから測定指 標として設定。
					57魚種						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国際機関による資源管理対象魚種については、RFMOの交渉において基本追加されて いくものであるため、我が国が資源管理に関わる、または我が国漁船が漁獲している魚種 について、我が国が資源管理措置の議論や実施に適切に対処することを示す上でその対 象魚種数が維持されていること、又は、増加していることがメルクマークとして重要であるこ とから、基準値・目標値として設定。
	把握の方法		出典:水産庁調べ(各RFMO、我が国の資源管理の実施状況) 作成時期:調査翌年度の5月頃 算出方法:調査結果を集計								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／前年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)	養殖業の成長産業化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	令和2年7月に策定した養殖戦略に基づき、戦略的養殖品目の増産、海外への輸出拡大など成長産業化への歩みを着実に進めていく。										
目標① 【達成すべき目標】	需要の拡大、輸出戦略を踏まえて新たな需要を創出										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 戦略品目(注2)養殖生産量	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F ↑ ー 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(1)の「需要の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
					394 千トン (速報値)						
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計 作成時期:調査年度の翌年度6月 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
イ 水産物の輸出額	2,873 億円	令和 元年度	5,568 億円	令和 7年度	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	-	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(1)の「輸出戦略を踏まえて新たな需要を創出」に該当するアウトカム指標として設定。 2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指すこととしているため、輸出額目標1.2兆円の対象とされている水産物の輸出額を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すこととされていることを踏まえ設定している。 なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典:財務省貿易統計 作成時期:調査年度の翌年11月(「確定版」) 算出方法:財務省貿易統計のうち、水産物輸出額を集計 ※令和4年度の実績値は、3月に公表される「確々報」のデータを使用								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標② 【達成すべき目標】	生産性の向上										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(2)の「生産性の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計 作成時期:調査年度の翌年度6月 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】		経営体の強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(3)の「経営体の強化」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。
					394 千トン (速報値)						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計 作成時期:調査年度の翌年度6月 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標④ 【達成すべき目標】		養殖適地の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(4)の「養殖適地を確保」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。
					394 千トン (速報値)						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計 作成時期:調査年度の翌年度6月 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(5)	経営安定対策										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業保険制度、漁業経営セーフティネット構築事業、漁業経営に対する金融支援により、漁船漁業及び養殖業経営の安定の確保を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度		目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
ア 漁船保険加入率	100%	令和3年度	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ3(1)の「漁業保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保」に該当するアウトカム指標として設定。
									【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年漁業センサスにおける漁業経営体が使用する漁船隻数約13万隻に対して漁船保険加入隻数は約16万隻と上回っていることから、稼働漁船の殆どが漁船保険に加入していることが推定されるため、この加入状況を100%として漁船保険加入率の維持とすることとして設定。		
									※ 漁業センサスの漁船隻数と漁船保険加入隻数との差は、漁業センサスの調査が年間90日以上漁船を使用する漁業を営む個人・会社等に限定されているため。		
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査翌年度の6月 算出方法:漁業センサス及び日本漁船保険組合事業報告書により把握 当該年度の漁船保険加入隻数≧直近の漁業センサスにより漁業経営体の使用する漁船隻数								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 Aランク:100%以上、Bランク:100%未満								

目標② 【達成すべき目標】		漁業経営セーフティーネット構築事業について、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁労収入(1千円)当たりのコスト (漁労支出)	(燃油) 896円 (配合飼料) 852円	令和 元年度	(燃油) 851円 (配合飼料) 809円	令和 11年度	(燃油) 883円 (配合飼料) 839円 令和5年 11月下旬 把握予定	(燃油) 878円 (配合飼料) 834円	(燃油) 874円 (配合飼料) 830円	(燃油) 869円 (配合飼料) 826円	(燃油) 865円 (配合飼料) 822円	F ↓ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ3(2)の「漁業経営セーフティーネット構築事業について、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営」に該当するアウトカム指標として設定。 漁業経営においては、燃油や配合飼料がコストに占める割合が非常に高く、これらの高騰により経営が左右される一方、漁業者自身の自助努力では克服が困難な課題であるものの、強い水産業の実現のため漁業経営の安定化を目的としてして本事業を実施している。このため、測定指標については、漁労収入に対する漁労支出(コスト)とする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成22年度に創設した事業で、10年を一区切りとし、漁労収入(1千円)当たりのコスト削減を目標に設定してきた。平成22年度からの令和元年度までの事業期間の後、令和元年を基準年として前期間と同じく漁労収入当たり(1千円)のコストを10年後に5%削減することを目標として令和11年度を目標年とした。なお、各年度の目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度毎の目安値とした。
	把握の方法		出典:水産庁調べ(農林水産省 漁業経営統計調査) 作成時期:調査年度の翌年度11月頃 算出方法:【燃油】直近3期平均の漁労売上原価合計÷直近3期平均の漁労売上高 【配合飼料】直近3期平均の(材料費＋経費)合計÷直近3期平均の漁労売上高								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の目標値／当該年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】		漁業経営の改善に取り組む漁業者に対する金融支援									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁業経営体のうち経営改善漁業者の割合	0.6%	令和 2年度	1.5%	令和 8年度	0.6% (速報値)	0.7%	0.9%	1.2%	1.5%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ3(3)の「漁業経営の改善に取り組む漁業者に対する金融支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近の令和2年度末の経営改善漁業者の割合を基準とし、現状、減少傾向である経営改善漁業者の割合を毎年0.1～0.3%増加させることを目指すとともに、当該増加分の積み上げとして令和8年度に1.5%とすることを目標値として設定。
	把握の方法		出典:農林水産省「漁業構造動態調査(速報値)」、水産庁調査 作成時期:当該事業年度の翌年10月頃(速報値は7月頃把握) 算出方法:都道府県等からの聞きとりにより把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(6)	輸出の拡大										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	2030 年までに水産物の輸出額を1.2 兆円に拡大することを目指し、大規模沖合養殖の本格的な導入の推進、生産者、加工業者、輸出業者が一体となった輸出拡大の取組の促進、輸出に取り組む事業者が必要な設備投資の促進、新たな輸出先・取引相手の開拓の促進等のマーケットインの発想に基づく取組を展開する。										
目標① 【達成すべき目標】	農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、まず水産物の輸出額を2025年までに5,568億円に拡大することを目指す。										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 水産物の輸出額【再掲】	2,873 億円	令和 元年度	5,568 億円	令和 7年度	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	－	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(1)の「輸出戦略に基づき水産物の輸出額を拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指すこととしているため、輸出額目標1.2兆円の対象とされている水産物の輸出額を測定指標として設定。
					3,873 億円						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すこととされていることを踏まえ設定している。 なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値のみを記載している。
	把握の方法		出典:財務省貿易統計 作成時期:調査年度の翌年11月(「確定版」) 算出方法:財務省貿易統計のうち、水産物輸出額を集計 ※令和4年度の実績値は、3月に公表される「確々報」のデータを使用								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(7)		水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		水産業の成長産業化に向け、拠点漁港の生産・流通機能の強化、HACCP対応の市場及び加工場の整備、養殖生産拠点地域の形成等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		拠点漁港等における高度衛生荷さばき所などの整備										
ア	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
	水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合	45%	令和3年度	70%	令和8年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所などの整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港における高度衛生荷さばき所の整備などにより、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。 各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
						50%	55%	60%	65%	70%		
						45%						
把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標② 【達成すべき目標】		HACCP対応の市場及び加工場の整備等の対策の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 水産物の輸出拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合	31%	令和 3年度	60%	令和 8年度	37%	43%	48%	54%	60%	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「HACCP対応の市場及び加工場の整備等の対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の輸出拠点となる漁港における高度衛生荷さばき所の整備などにより、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を令和8年度までにおおむね60%に向上させることとしていることを踏まえて設定。 各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】		養殖生産拠点地域の整備の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域における養殖生産量	97万トン	令和 元年度	100万トン	毎年度	100 万トン	100 万トン	100 万トン	100 万トン	100 万トン	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「養殖生産拠点地域の整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において養殖生産の維持・拡大を図ることで、おおむね100万トンの養殖生産を確保することとしていることを踏まえて設定。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度の6月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(8)		内水面漁業・養殖業									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		アユ、ワカサギ、ウナギ、コイ、錦鯉等の伝統的日本文化と密接に関わる水産物の供給と、釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を国民に提供し、内水面漁業・養殖業と農林業や観光業等との相乗効果により漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
内水面漁業・養殖業 ア 生産量 生産額	57,162 トン 113,927 百万円	平成28年度～令和2 年度(5か年 平均)	57,162 トン 113,927 百万円	各年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ5の「漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全」に該当するアウトカム指標として設定。 漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全を図ることは、内水面漁業・養殖業の振興に資することから、内水面漁業・養殖業の生産量及び生産額を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 内水面は、海面と比較して資源量に乏しく、過去の推移をみても現状の生産量・額は最大の水準にある。 一方、漁業者の高齢化や減少、内水面の漁場環境の悪化、カワウや特定外来生物による食害等が進む中で今後も資源管理・資源利用を継続することが困難な状況にある。 このため、適切な資源管理・資源利用の取り組みを継続させる施策を講じ、その取り組みの成果として、現行の水準を維持することを目標値とした。
					57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円		
					(生産量) 51,757 トン (生産額) 121,013 百万円						
把握の方法			出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度4月頃把握 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、内水面漁業・養殖業の生産量・生産額を集計								
達成度合いの 判定方法			達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(9)	人材育成										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新規漁業者の確保・育成、水産教育、海技士等の人材の確保・育成を通じ、年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指す。										
目標① 【達成すべき目標】	一定の新規就業者の確保										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 新規漁業就業者数	1,867人	平成 22年度	2,000人	各年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ6(1)の「一定の新規就業者の確保」に該当するアウトカム指標として設定 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 就業者の減少と高齢化が進行する中で、年齢バランスのとれた就業構造を確立し、漁業の成長産業化を進めるためには、現状の40歳未満が7割を占める新規就業者2,000人程度を、この年齢構成を維持しつつ、引き続き、毎年度安定的に確保していくことが必要。 これにより、就業者の相当程度を青壮年層が占める年齢バランスのとれた就業構造が達成されると想定していることから、毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保することを目標値として設定。
					令和5年 10月上旬 把握予定						
		把握の方法		出典:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」 作成時期:当事業実施翌年度の10月上旬頃把握予定。 算出方法:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。							
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の新規就業者数÷目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】			水産大学校における水産関連分野への高い就職割合の確保								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 水産大学校の卒業生の水産業及びその関連分野への就職割合	84.3%	令和元年度	80%以上	各年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ6(2)の「水産大学校における水産関連分野への高い就職割合の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国立研究開発法人水産研究・教育機構の中長期計画(第5期)の人材育成業務に掲げる「水産大学校における就職対策の実施に当たり、水産業及び国、地方自治体等を含むその関連分野への就職割合の80%以上確保」を目標値として設定。
	把握の方法		出典:国立研究開発法人水産研究・教育機構の事業年度における業務の実績に関する評価書 作成時期:調査年度翌年の6月頃 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構の事業年度における業務の実績に関する評価書により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】			海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 新規漁業就業者のうち遠洋・沖合漁業(漁船漁業)の従事者数	219人	令和2年度	220人	各年度	220人	220人	220人	220人	220人	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ6(3)の「海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成」に該当するアウトカム指標として設定 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 就業者の減少と高齢化が進行する中で、年齢バランスのとれた就業構造を確立し、漁業の成長産業化を進めるためには、現状の40歳未満が9割を占める沖合・遠洋漁業の新規就業者220人程度を、この年齢構成を維持しつつ、引き続き、毎年度安定的に確保していくことが必要。 これにより、就業者の相当程度を青壮年層が占める年齢バランスのとれた就業構造が達成されると想定していることから、毎年度220人の沖合・遠洋漁業の新規漁業就業者を確保することを目標値として設定。
	把握の方法		出典:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」 作成時期:当事業実施翌年度の10月上旬頃把握予定。 算出方法:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の新規就業者数÷目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(10)	安全対策										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁船の安全操業を推進するため、漁船事故情報の収集・分析、漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員等の養成、安全確保に向けた技術導入を進める。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業労働災害防止を推進										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 漁船の事故隻数	537隻	平成28年 ～ 令和2年 の平均	397隻 未満	令和 7年度	482隻 未満	454隻 未満	426隻 未満	397隻 未満	－	F ↓ 一他	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ7(1)の「漁業労働災害防止を推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					446隻						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第11次交通安全基本計画期間において、第10次交通安全基本計画期間の漁船事故隻数(注)の年平均(537隻)を令和7年までに少なくとも397隻未満とすることを目標としている。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。
		把握の方法		出典:海上保安庁より聞き取り 作成時期:調査年翌年の4月頃 算出方法:漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。							
	達成度合いの 判定方法		A(おおむね有効):毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合								

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 輸出現環境整備推進事業 (平成27年度) (関連:5-2)	(4)-①-イ (6)-①-ア		(17) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 (主)	(10)-①-ア	
(2) グローバル産地づくり推進事業 (令和元年度) (関連:5-2)	(4)-①-イ (6)-①-ア		(18) 漁業経営セーフティネット構築事業 (主)	(5)-②-ア	
(3) 経営継続補助事業 (令和2年度) (関連:5-6,20)	-		(19) 漁業収入安定対策事業 (主)	(5)-①-ア	
(4) 国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費 (平成13年度) (関連:5-11)	(9)-②-ア		(20) 経営体育成総合支援事業 (主)	(9)-①-ア (9)-③-ア	
(5) 捕鯨対策 (平成16年度) (主)	(3)-①-ア		(21) 沖縄漁業基金事業 (主)	(1)-①-ア	
(6) 内水面漁業対策 (平成19年度) (主)	(8)-①-ア		(22) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち漁船安全対策推進事業 (主)	(10)-①-ア	
(7) 二枚貝育成技術高度化事業(前年度:有明海のアサリ等の生産性向上実証事業) (平成20年度) (主)	(4)-②-ア		(23) 水産業競争力強化緊急事業 (主)	(1)-①-ア	
(8) 養殖対策 (平成22年度) (主)	(4)-①-ア (4)-②-ア (4)-③-ア (4)-④-ア		(24) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 (主)	(1)-①-ア	
(9) 養殖業体質強化緊急総合対策事業 (令和4年度) (主)	(4)-①-ア (4)-②-ア (4)-③-ア (4)-④-ア		(25) 漁業担い手確保緊急支援事業 (主)	(9)-①-ア (9)-③-ア	
(10) 漁業共済事業実施費補助金 (昭和39年度) (主)	(5)-①-ア		(26) 水産業労働力確保緊急支援事業 (主)	(9)-①-ア	
(11) 水産金融総合対策事業 (昭和44年度) (主)	(5)-③-ア		(27) 漁業災害補償制度関係事業 (主)	(5)-①-ア	
(12) 水産業改良普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	(9)-①-ア		(28) 漁船損害等補償制度関係事業 (主)	(5)-①-ア	
(13) 福祉対策事業 (平成20年度) (主)	(9)-①-ア		(29) 浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (関連:5-22,24)	(1)-①-ア (4)-②-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア	

漁業構造改革総合対策事業 (14) (平成21年度) (主)	(2)-①-ア		水産基盤整備事業(補助) (30) (平成13年度) (主)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	
韓国・中国等外国漁船操業対策事業 (15) (平成21年度) (主)	(1)-①-ア		水産基盤整備事業(補助)(TPP対策) (31) (平成27年度) (主)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	
北方海域出漁者経営安定支援事業 (16) (平成21年度) (主)	(1)-①-ア				
行政事業レビューシート 参照URL					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 漁船損害等補償法 (昭和27年)	-	-	-	-	(5)-①-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(2) 中小漁業融資保証法 (昭和27年)	-	-	-	-	(5)-③-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。
(3) 漁業災害補償法 (昭和39年)	-	-	-	-	(5)-①-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(4) 漁業近代化資金融通法 (昭和44年)	-	-	-	-	(5)-③-ア	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。
(5) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年)	-	-	-	-	(5)-③-ア	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。
(6) 沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年)	-	-	-	-	(9)-①-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。
(7) 遊漁船業の適正化に関する法律 (平成元年)	-	-	-	-	(10)-①-ア	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(8) 国立研究開発法人水産研究・教育機構法 (平成13年)	-	-	-	-	(9)-②-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。
(9) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	-	-	-	-	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。

(10)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条の2の3] (昭和48年度)	4 (2)	2 (6)	3 (3)	3	(5)-③-ア	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。
(11)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11] (昭和50年度)	0.6 (0.4)	0.6 (-)	0.6 (0.2)	0.6	(5)-③-ア	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。
(12)	輸入農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の4] (昭和53年度)	204 (235)	216 (196)	221	221	(5)-②-ア	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。
(13)	国産農林漁業用A重油に対する石油石炭税の還付措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の6] (平成元年度)	2,414 (2,316)	2,332 (2,220)	2,276	2,276	(5)-②-ア	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。
(14)	軽油引取税の課税免除の特例[軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	11,343 (10,771)	10,771 (10,585)	10,585	10,585	(5)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)					
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標
【復興庁より】 (1) 共同利用漁船等復旧支援対策事業 (平成24年度)		-		【復興庁より】 (5) 被災地次世代漁業人災確保支援事業(前年度:福島県次世代漁業人材確保支援事業) (令和4年度)	-
【復興庁より】 (2) 漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資事業 (平成24年度)		-		【国土交通省より】 (6) 北海道開発事業(補助)のうち水産基盤整備事業 (昭和26年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア
【復興庁より】 (3) 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 (平成24年度)		-		【国土交通省より】 (7) 離島振興事業のうち水産基盤整備事業 (昭和28年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア
【復興庁より】 (4) 水産基盤整備事業(補助) (平成24年度)		-		【内閣府より】 (8) 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL					

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	IQ管理	IQとは、Individual Quota：漁獲割当て（個別漁獲割当てともいう。）のことであり、IQ管理とは、特定の水域や漁業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てて行う管理のこと。新漁業法では、TACによる管理はIQ管理を基本とするとされている。
注2	戦略品目	将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれる、かつ現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目として、ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ及び真珠を戦略的養殖品目に指定したもの。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5―㊹)

政策分野名 【施策名】	漁村の活性化の推進	担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/加工流通課/研究指導課/漁場資源課/計画課/整備課/防災漁村課】
政策の概要 【施策の概要】	浜の再生・活性化、漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化、加工・流通・消費に関する施策の展開、水産業・漁村の多面的機能の発揮、漁場環境の保全・生態系の維持、防災・減災、国土強靱化への対応	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進 ・漁港漁場整備長期計画(令和4年3月25日閣議決定) 第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定) 第3章 計画期間における重点目標、事業の概要 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) Ⅲ 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) 第3章 1. (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 ・規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) Ⅱ 5. 個別分野の取組 ・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) Ⅲ. 1. (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備 Ⅲ. 1. (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進	政策評価 実施予定時期	令和8年8月

施策(1)		浜の再生・活性化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		浜の再生・活性化に向けて、浜プランにおいて、海業や渚泊等の漁業外所得の確保の取組の促進や、漁村外からのUターンの確保等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進すべく見直しを図る。また、海洋等の振興、離島対策等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		漁業所得の向上										
ア 各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合【再掲】	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度							
	56%	直近5カ年実績(平成29年度から令和3年度)の5中3平均	62%	各年度	62%	62%	-	-	-	F＝一直		
		把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜プランを策定している地区の達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握								
		達成度合いの判定方法		達成率(%)＝各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合／目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】			漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備、海業等の取組を一層推進								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁港における新たな海業等の取組数	0件	令和3年度	500件	令和8年度	100件	200件	300件	400件	500件	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ1(2)の「漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、全国の漁港の有効活用や海業等の取組の促進を図り、令和8年度までにおおむね500件の海業等の取組を漁港において展開することとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 漁村の活性化により新たに増加した都市漁村交流人口	0万人	令和3年度	200万人	令和8年度	40万人	80万人	120万人	160万人	200万人	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ1(2)の「海業等の取組を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、海業等の取組を一層推進し、令和8年度までに都市漁村交流人口をおおむね200万人増加させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の10月頃 算定方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】		離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組の支援										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度					
ア 離島漁業再生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得額	1.3百万円	令和2年度	1.3百万円	各年度	1.3 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ1(6)の「離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 離島漁業は漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売生産面での不利な条件に加え、高齢化及び過疎化等のため、所得の現状を維持することも困難な厳しい状況であるため、基準年度(令和2年度)の所得額の実績(1.3百万円)を維持することを目標として設定。	
					令和5年 8月下旬 把握予定							
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度翌年の8月頃 算出方法:離島漁業再生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得を各都道府県を通じて把握。									
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)	漁協系統組織の経営の健全化・基礎強化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のため、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編等の取組を推進する。また、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	複数漁協間での広域合併、収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 沿海地区漁業協同組合の組合数 (出資及び非出資)	873 組合	令和 3年度	798 組合	令和 8年度	858 組合	843 組合	828 組合	813 組合	798 組合	S ↓ ー 差	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ2(1)、(2)の「複数漁協間での広域合併、収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、広域漁協合併の進捗状況等を勘案し、前期水産基本計画期間における合併による漁協減少数は同期間期首時点の漁協数の約8.5%であったことから、本水産基本計画期間においてもこの傾向を維持することとし、令和8年度末に漁協数を798漁協(△75漁協)にすることを目標とした。 目標年度については、令和4年度に策定された水産基本計画は、概ね5年度ごとに見直されることから、現行の水産基本計画の最終年度と見込まれる令和8年度を目標年度とすることにより、次期水産基本計画に併せて政策分野・施策を見直すことができるようにした。
					864 組合						
		把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県からの報告により把握							
	達成度合いの 判定方法		達成率(%)=(実績値－基準値)／(目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	加工・流通・消費に関する施策の展開										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	水産加工業は「原材料不足」「経営体力不足」「人手不足」が主要な課題となっており、これらの課題解決に向けて環境等の変化に適応可能な産業への転換、国産加工原料の安定供給、中核的水産加工業者の育成及び生産性向上と外国人材の活用を推進する。流通においては水産バリューチェーンの構築、産地市場の統合、重点化の推進を図るとともに、消費対策として消費者ニーズを的確に捉えた水産物の提供や若年層における魚食の習慣化を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	資源状況の良い加工原料への転換や多様化、新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を促進、加工・流通のバリューチェーンの強化、国産水産物の消費拡大										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 魚介類(食用)の年間消費量	44.6kg/人年	令和元年度	39.8kg/人年	令和14年度	43.5 kg/人年	43.1 kg/人年	42.8 kg/人年	42.4 kg/人年	42.0 kg/人年	F↓一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)アの「資源状況の良い加工原料への転換や多様化」、ウの「新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を促進」、(2)アの「加工流通のバリューチェーンの強化」、(3)アの「国産水産物の消費拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 加工原料の転換、新規販路の開発や水産バリューチェーンの構築等は、外食産業やスーパーマーケット等での需要を増加するための取組であり、需要の増減は魚介類(食用)の年間消費量に寄与することから、測定指標として設定。
					令和5年 8月 把握予定 (概算値)						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな「水産基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)において令和14年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を39.8kgとする目標を掲げている。 年度ごとの目標値については、「水産基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)において定められていないため、基準値と目標値を直線で結んで算出した年度ごとの消費量の目安値を目標値とした。
		把握の方法		出典:食料需給表 作成時期:調査年度の翌年度末(概算値は調査年度の翌年度8月に把握予定) 算出方法:粗食料/年度中(10月1日)の我が国の総人口							
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		水産物の価格の著しい変動を緩和し、加工原料を安定的に供給									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 対象水産物の年間変動係数	0.25	平成19年 度～平成 28年度ま での平均値	0.25	令和 9年度	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)イの「加工原料を安定的に供給(目標②欄を転記)」に該当するアウトカム指標として設定。 対象水産物は1種類の魚種ではなく、複数の魚種(アジ、サバ、サンマ、イワシ)となっている。それぞれの魚種で平均単価や変動幅が異なることから、同水準の基準とするため、変動係数を使用した。
					0.24 (概算値)						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 過去10年間(平成19年度から平成28年度)の変動係数の平均値(0.25)以下を目標値とした。
	把握の方法		出典:産地水産物流通調査 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:産地価格の標準偏差／産地平均価格								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の目標値／当該年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		省人化・省力化、生産性向上									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 水産食料品製造業の労働生産性	6.80 百万円/人	令和 元年度	対前年増 又は同数	各年度	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	〇一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)エの「省人化・省力化、生産性向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の実績値6.80百万円/人を基準値とし、令和9年度までに省人化・省力化により生産性の維持・向上を図ることから、労働生産性を維持・増加することとして設定。 水産加工業者は中小・零細規模の経営体が太宗を占める中、他の製造業と比べても経営基盤がぜい弱である。そのような中、近年はサンマ・サケ等の不漁による原材料不足や輸入原材料価格の高騰、人出不足などの厳しい状況に見舞われており、原材料の転換、新商品の開発などに係る機械の導入をしない限り、従来の労働生産性の維持すら困難な情勢。こうした水産加工業者の存続をかけた取組に対し支援を行うことで、少なくとも現行の労働生産性の維持を確保する必要がある。
					令和6年 11月下旬 把握予定						
		把握の方法		出典：工業統計調査、経済構造実態調査(経済産業省)、経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省) 作成時期：調査年度の翌年度秋頃 算出方法：水産食料品製造業の(付加価値額)／(従業員数)							
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／前年度の実績値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】		漁港において高度な衛生管理に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 水産物の流通拠点となる漁港において総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合【再掲】	45%	令和 3年度	70%	令和 8年度	50%	55%	60%	65%	70%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(2)イの「漁港において高度な衛生管理に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、「水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を45%(令和3年度)から令和8年度までにおおむね70%に向上させる」としていることから設定。 各年度の目標値については、基準年から一定割合で向上させ令和8年度に達成させることとして設定。
					45%						
		把握の方法		出典：水産庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：都道府県等の実績報告から把握							
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標⑤ 【達成すべき目標】		水産エコラベルの活用									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 生産段階認証(漁業・養殖業)の認証数	110件	令和3年度	275件	令和9年度	150件	175件	200件	225件	250件	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(3)イの「水産エコラベルの活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、基本計画に記載の水産エコラベルの活用の推進を達成するため、直近3年間の日本国内における生産段階認証(注1)件数実績の増加率を元に、令和9年度の認証件数を275件とする目標を設定。 各年度の目標値については、水産基本計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 なお、水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示するスキームであり、生産段階認証とは持続可能で環境に配慮した漁業・養殖業から生産された水産物であることを担保するものである。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の4月 算出方法:国内で認証実績のある水産エコラベルのスキームオーナーに対する調査・集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)		水産業・漁村の多面的機能の発揮									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的に、また、NPO・ボランティア・海業に関わる人といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画や、災害時の地方公共団体・災害ボランティアとの連携の強化を推進。特に国境監視の機能については、漁業者と国や地方公共団体の関係部局との協力体制の下で監視活動の取組を推進。									
目標① 【達成すべき目標】		自然環境の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、取組を促進。									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度						
ア 藻場の保全・創造に向けた取組・対策の実施面積	6,336ha	令和2年度	7,000ha	令和8年度	6,469ha	6,602ha	6,735ha	6,868ha	7,000ha	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ4(水産業・漁村の多面的機能の発揮)における「自然環境の保全」及び5(漁場環境の保全・生態系の維持)における「藻場・干潟等の保全・創造」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体や漁業者等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させることを目標とする7,000haとした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度の6月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 漁村の活性化により新たに増加した都市漁村交流人口【再掲】	0万人	令和3年度	200万人	令和8年度	40万人	80万人	120万人	160万人	200万人	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ4の「「多様な主体の参画」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、海業等の取組を一層推進し、令和8年度までに都市漁村交流人口をおおむね200万人増加させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					令和5年10月末把握予定						
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の10月頃 算定方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(5)	漁場環境の保全・生態系の維持										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	海洋生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、藻場・干潟等の保全・創造等を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	藻場・干潟の保全・創造										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 藻場の保全・創造に向けた取組・ 対策の実施面積【再掲】	6,336ha	令和 2年度	7,000ha	令和 8年度	6,469ha	6,602ha	6,735ha	6,868ha	7,000ha	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ4(水産業・漁村の多面的機能の発揮)における「自然環境の保全」及び5(漁場環境の保全・生態系の維持)における「藻場・干潟等の保全・創造」に該当するアウトカム指標として設定。
					令和6年 6月下旬 把握予定						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体や漁業者等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させることを目標とする7,000haとした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定。
		把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度の6月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握							
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】			赤潮・貧酸素水塊(注2)による漁業被害の軽減対策								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 我が国の養殖生産量	970 千トン	令和 2年度	970 千トン	各年度	970 千トン	970 千トン	970 千トン	970 千トン	970 千トン	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ5(3)の「赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策」に該当するアウトカム指標として設定。 赤潮・貧酸素水塊は養殖魚類のへい死やノリの色落ち等の漁業被害を発生させるものであり、その被害軽減に取り組んでいることから、「我が国の養殖生産量」を指標として設定した。
									【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 近年、養殖生産量は1,000千トン前後で推移していることから、目標値については、直近の養殖生産量(令和2年度の実績値970千トン)を維持することとして設定。		
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度の5月頃 算出方法:農林水産省統計部から公表される速報値により、当該年の生産量を当該年度の指標として把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】			環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具などの製品開発								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 生分解性プラスチック製漁具の実証取組数	0%	令和 3年度	100%	令和 9年度	-	-	30%	50%	80%	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ5(6)の「環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具などの製品開発」に該当するアウトカム指標として設定。
									【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 研究開発段階にある取組及び新たに研究開発に着手する取組のうち、実証に移行した取組の割合。「みどりの食料システム戦略」工程表において、おおよそ2025年から生分解性プラスチック製漁具の開発に係る実証期間としていることから、令和9年度に100%とすることとして設定。		
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:事業年度末 算出方法:国の事業による取組数から算出								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標④ 【達成すべき目標】		海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
水産資源の回復や生産力の向上 のための新たな漁場整備による水 産物の増産量	0万トン	令和 3年度	6.5万トン	令和 8年度	1.3 万トン	2.6 万トン	3.9 万トン	5.2 万トン	6.5 万トン	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ5(漁場環境の保全・生態系の維持)における「海洋環境の変化に適応した漁場整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産資源の回復や生産力の向上を目指し、海洋環境の変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備、海流等の変化に対応した浮魚礁等の漁場の施設の再編・整備を推進することにより、6.5万トンの水産物を増産させることを目標とした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定した。
					令和6年 6月下旬 把握予定						
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度の6月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(6)		防災・減災、国土強靱化への対応											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の発生の切迫等に対し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化や漁村における避難対策等を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】		持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化等を推進											
ア	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	27%	令和3年度	70%	令和8年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(1)の「持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港の施設の耐震化・耐津波化等を推進し、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
							36%	44%	53%	61%	70%		
							29%						
把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握											
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
イ 海岸堤防等の整備率	53%	令和 元年度	64%	令和 7年度	64%	64%	64%	64%	-	S↑－直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。
					58%						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防等の整備率」を指標として、令和7年度までに64%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農林振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握の方法		出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、計画高までの整備が完了している延長を集計し把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
南海トラフ・首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率	56%	令和元年度	59%	令和7年度	59%	59%	59%	59%	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。
											【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」を指標として、令和7年度までに59%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農林振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握の方法		出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、L1地震動に対する耐震性の確保が完了している延長を集計し把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率	77%	令和 元年度	85%	令和 7年度	85%	85%	85%	85%	-	S↑－直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。
					84%						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、水門・陸閘等の統廃合や常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに85%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握の方法		出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象施設のうち、自動化・遠隔操作化等といった安全な閉鎖体制確保のための対策を実施した施設数を集計し把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】			避難路や避難施設の整備などの避難対策を推進								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 最大クラスの津波に対する安全な 避難が可能となった漁村人口の割 合	70%	令和 3年度	85%	令和 8年度	73%	76%	79%	82%	85%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(1)の「避難路や避難施設の整備などの避難対策を推進」に該当する アウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、漁村における避難対策を推 進し、最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合を令和8年度 までにおおむね85%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値に ついては、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で 結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の12月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】			地域の水産業の早期再開を図る								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 水産物の流通拠点となる漁港にお いて、地震・津波災害発生時に ける水産業の早期回復体制が構 築された漁港の割合【再掲】	27%	令和 3年度	70%	令和 8年度	36%	44%	53%	61%	70%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(2)の「地域の水産業の早期再開を図る」に該当するアウトカム指標とし て設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁 港の事業継続計画(BCP)の策定等を推進し、地震・津波災害発生時における水産業の早 期回復体制が構築された漁港の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させること としていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定 められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記 載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】			予防保全型の老朽化対策に転換を図る								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	年度ごとの実績値								
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合	46%	令和3年度	70%	令和8年度	51%	56%	61%	66%	70%	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(3)の「予防保全型の老朽化対策に転換を図る」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、予防保全型の老朽化対策を推進し、漁港機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	84%	令和元年度	87%	令和7年度	87%	87%	87%	87%	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから「予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに87%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握の方法		出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、予防保全に向けた海岸堤防等の修繕が完了している延長を集計し把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
グローバル産地づくり推進事業 (1) (令和元年度) (関連:5-2)	(3)-⑤-ア		離島漁業再生支援等交付金 (13) (平成22年度) (主)	(1)-③-ア	
グローバル産地づくり緊急対策事業 (2) (令和元年度) (関連:5-2)	(3)-⑤-ア		水産物流通調査事業 (14) (平成24年度) (主)	(3)-①-ア	
農山漁村地域整備交付金 (3) (平成22年度) (関連:5-7,8,13,17,19)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①- イ～エ (6)-②-ア		水産多面的機能発揮対策 (15) (平成25年度) (主)	(4)-①-ア (5)-①-ア	
農山漁村振興交付金 (4) (平成28年度) (関連:5-1,3,7,8,10,13,14,15,17,19,20,21)	(1)-②-イ		漁港機能増進事業 (16) (平成29年度) (主)	(1)-②-ア (1)-②-イ	
鳥獣被害防止総合対策交付金 (5) (平成20年度) (関連:5-7,13,14,19)	(5)-④-ア		水産バリューチェーン事業 (17) (令和元年度) (主)	(3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア	
漁場油濁被害対策費 (6) (昭和49年度) (主)	(5)-③-ア		水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業 (18) (令和4年度) (主)	(3)-①-ア	
豊かな漁場環境推進事業(前年度:漁場環境改善推進事業) (7) (平成30年度) (主)	(5)-②-ア		北海道赤潮対策緊急支援事業(令和4年度第2次補正予算) (19) (令和4年度) (主)	-	
厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 (8) (平成30年度) (主)	(5)-①-ア		漁協経営基盤強化対策緊急支援事業 (20) (令和4年度) (主)	(2)-①-ア	
北海道赤潮対策緊急支援事業 (9) (令和3年度) (主)	-		漁港海岸事業 (21) (昭和32年度) (主)	(6)-①-イ～ エ (6)-④-イ	
有害生物漁業被害防止総合対策事業 (10) (平成27年度) (主)	(5)-④-ア		水産基盤整備事業(補助) (22) (平成13年度) (主)	(1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア	
漁協経営基盤強化対策支援事業 (11) (平成29年度) (主)	(2)-①-ア		水産基盤整備事業(直轄) (23) (平成13年度) (主)	(5)-④-ア	

浜の活力再生・成長促進交付金 (12) (平成17年度) (主)	(1)-①-ア (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-①-ア (3)-③-ア (3)-④-ア (6)-②-ア		水産基盤整備事業(補助)(TPP対策) (24) (平成27年度) (主)	(3)-④-ア	
行政事業レビューシート 参照URL					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 水産業協同組合法 (昭和23年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。
(2) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。
(3) 海岸法 (昭和31年)	-	-	-	-	(6)-①-イ～ エ (6)-④-イ	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。
(4) 漁業協同組合合併促進法 (昭和42年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	適正な事業運営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。
(5) 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法 (昭和52年)	-	-	-	-	(3)-①-ア	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。
(6) 収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税等:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	-	-	-	-	(6)-①-イ (6)-④-イ	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。 土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を効率的に進めることで目標の達成に寄与する。

(7)	保険会社等の異常危険準備金〔法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55〕 (昭和29年度)	69 (60)	66 (61)	60 (62)	-	(2)-①-ア	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等) 異常危険準備金の積立金額の損金算入が認められることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。
(8)	中小企業等の貸倒引当金の特例 (法人税:租税特別措置法第57条の9、第68条の59) (昭和41年度)	56 (63)	38 (20)	19 (令和5年 8月頃 把握予定)	-	(2)-①-ア	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその2%割増しを行う措置。 (※ 割増特例については、2019年3月31日で廃止となったが、割増率を2%ずつ段階的に引き下げていく経過措置が設けられた。) 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。
(9)	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特 別控除〔所得税・法人税:租税特 別措置法第10条の3、第42条の6〕 (平成10年度)	123 (98)	142 (133)	173 (令和5年 8月頃 把握予定)	-	(2)-①-ア	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。
(10)	農業協同組合等の合併に係る課 税の特例(法人税:租税特別措置 法第68条の2) (平成13年度)	568 (284)	494 (0)	277 (令和5年 8月頃 把握予定)	-	(2)-①-ア	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)

事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
【復興庁より】 (1) 漁場復旧対策支援事業 (平成24年度)	-		【国土交通省より】 (8) 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:5-7,8,13,19)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-イ～エ (6)-②-ア	
【復興庁より】 (2) 水産業復興販売加速化支援事業(前年度:復興水産加工業等販路回復促進事業) (平成24年度)	(3)-①-ア		【国土交通省より】 (9) 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:5-7,8,13,19)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-イ～エ (6)-②-ア	
【復興庁より】 (3) 水産基盤整備事業(補助) (平成24年度)	-		【国土交通省より】 (10) 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:5-7,8,13,19)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-イ～エ (6)-②-ア	
【国土交通省より】 (4) 北海道開発事業(補助)のうち水産基盤整備事業 (昭和26年度)	(1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア		【国土交通省より】 (11) 離島振興事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度)	(6)-①-イ～エ (6)-④-イ	
【国土交通省より】 (5) 離島振興事業のうち水産基盤整備事業 (昭和28年度)	(1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア		【国土交通省より】 (12) 奄美群島振興開発事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度)	(6)-①-イ～エ (6)-④-イ	
【内閣府より】 (6) 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	(1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア		【国土交通省より】 (13) 北海道開発事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度)	(6)-①-イ～エ (6)-④-イ	

	【内閣府より】 (7) 地方創生推進交付金 (平成28年度)	(4)-①-イ (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア				
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL						

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	生産段階認証	持続可能で環境に配慮した漁業・養殖業から生産された水産物であることを担保する認証を指す。
注2	貧酸素水塊	溶存酸素が少ない水塊。